

バイク通学者へ

学 生 課

## バイク構内乗入れ許可証の更新について

標記の件、平成 30 年 4 月以前に登録したバイク通学者については、「構内乗入れ許可証」の有効期限が平成 30 年 9 月 30 日で切れます。

引続きバイク通学を希望する者は、下記の期間中に学生課で登録更新手続きを必ず行ってください。登録更新手続きを行わないとバイク通学が出来なくなります。

### 記

- ◆ 対象者：平成 30 年 4 月以前に登録のバイク通学者全員
- ◆ 登録更新手続き期間：**7/2（月）～8/3（金） 期間厳守！**
- ◆ 更新時必要なもの：
  - ①バイク乗入れ登録書及び誓約書（原紙は学生課で配付）
  - ②免許証及び自賠責保険の写し
  - ③免許証
  - ④学生証

※登録更新手続き終了後、新しく「バイク乗入れ許可証」及び「登録章（貼付ステッカー）」を交付します。なお、現在使用している「バイク乗入れ許可証」及び「登録章（貼付ステッカー）」と交換します。忘れずに持参してください。保管書類等を紛失してしまった者は、事前に学生課へ申し出ること。

- ◆ 登録更新手続き後、新しく「乗入れ許可証」・「登録章（ステッカー）」を交付します。

※更新手続きについて、疑問点や質問等あれば事前に学生課で相談・確認してください。

### 【バイク安全運転講習会実施について】

平成 30 年度後学期から、新しくバイク通学を希望する学生は、「安全運転講習会」を受講する必要があります。以下の日程で、「安全運転講習会」を実施しますので、希望者は、9月28日（金）までに学生課で受講の申込みを行ってください。

実施日時：9月29日（土）10：30～11：30

場 所：教育研究総合センター1階 A103 教室

\*詳細については、受講申込時に学生課窓口で説明します。

以上